

平成24年度 プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業の実施状況

(H24年4月現在)

No.	市町	わが家の 専門家 診断 事業	木造住宅補強 計画策定事業		木造住宅耐震補強助成事業					木造住宅 建替助成 事業	建築物等 耐震診断 事業	建築物 補強計画 策定事業	建築物 耐震化 助成事業	緊急輸送 道路 建築物 耐震化 助成事業	ブロッカー 等撤去 事業	ブロッカー 等改善 事業
			超過 負担	高齢者 割増	単独 上乘せ	補助額										
						一般 (千 円)	高齢者 (千 円)									
1	下田市	●	●		●	●	●H24~	500	700						●H24~	●H24~
2	東伊豆町	●	●		●	●	○ リフォーム	300※1	500※1						●※9	
3	河津町	●	●		●	●	●	500	700							
4	南伊豆町	●	●		●	●	●※8	500	700						●H24~	●H24~
5	松崎町	●	●		●	●	●	600	800						●※9	
6	西伊豆町	●	●		●	●	●	500	700							
7	熱海市	●	●		●	●	●	600	800		●	●			●	●
8	伊東市	●	●		●	●	○ リフォーム	300※1	500※1		●				●	●
9	沼津市	●	●		●	●	●※8	500※2	700※2		●		●※10	●※10	●	●
10	三島市	●	●	●H24~	●	●	●	400	600		●		●※10	●	●	●
11	御殿場市	●	●		●	●	●	400	600		●				●	●
12	裾野市	●	●		●	●	●	500	700		●	●	●		●	●
13	伊豆市	●	●		●	●	●	400	600		●				●	●
14	伊豆の国市	●	●		●	●	●※8	700	900		●				●	●
15	函南町	●	●		●	●	●	400	600		●				●	●
16	清水町	●	●		●	●	●	400	700		●			●	●	●
17	長泉町	●	●		●	●	●	500	800		●				●	●
18	小山町	●	●		●	●	●	400	600		●				●	●
19	富士宮市	●	●		●	●	●※8	500	700~ 800※3		●				●	●
20	富士市	●	●		●	●	●	500	700		●	●※10	●※10		●	●
21	静岡市	●	●		●	●	●	300~ 450※4	500~ 650※4		●	●※11	●※11		●	●
22	島田市	●	●		●	●	●	500	700		●				●	●
23	焼津市	●	●		●	●	●	400	600	●	●	●※12	●※12		●	●
24	藤枝市	●	●		●	●	●	400	600		●				●	●
25	牧之原市	●	●		●	●	●	450	550		●		●※11		●	●
26	吉田町	●	●		●	●	●※8	500	700		●				●	●
27	川根本町	●	●		●	●	●	300~ 500※5	500						●	●
28	磐田市	●	●		●	●	●H24~	300~ 600※6	500~ 800※7		●				●	●
29	掛川市	●	●	●	●	●	●	500	800		●				●	●
30	袋井市	●	●	●	●	●	●	900	1100		●				●	●
31	御前崎市	●	●		●	●	●	500	700		●				●	●
32	菊川市	●	●		●	●	●	500	700		●		●※11		●	●
33	森町	●	●		●	●	●	600	800						●	●
34	浜松市	●	●		●	●	●	300~ 450※6	500~ 650※6		●	●	●		●	●
35	湖西市	●	●		●	●	●	500	800		●				●	●
実施		35	35	3	35	35	35	-	-	1	27	6	9	3	33	26

※1は、リフォーム補助額は含まず

※2は、平成24、25年限定

※3は、高齢者等かつ低所得者世帯の場合には800千円(通常300+市上乘せ200+高齢者200+低所得者市上乘せ100)

※4は、耐震評点0.4未満の住宅に限定

※5は、大井川産材を使用した場合に限定

※6は、①身体障害者②子供2人以上③耐震評点0.5未満のいずれか+150千円、①又②かつ③+300千円(工事費の1/2以内を補助)

※7は、①重度障害者等②耐震評点0.5未満のいずれか+150千円、①かつ②+300千円(工事費の1/2以内を補助)

※8は、平成24年度上乘せ額を増額した市町

※9は、町単独事業により生垣が助成条件となっているもの

※10は、建築物のみ対象

※11は、建築物・マンションのみ対象

※12は、戸建て非木造住宅のみ対象